

**報道発表****地区コミュニティ協議会認定証 交付式の開催について**

この度、中央区内において、和地地区、富塚地区、三方原地区、入野地区、萩丘地区に続き6番目となる「舞阪地区コミュニティ協議会」を認定することとなりました。

(※市内としては、浜名区の細江地区、三ヶ日地区、引佐地区が認定済のため、舞阪地区は9番目の認定となります。)

つきましては、下記のとおり地区コミュニティ協議会認定証の交付式を開催します。

記

- 1 日時 令和8年3月11日(水) 午後4時～
- 2 場所 舞阪支所 2階 講座室1
(中央区舞阪町舞阪 2701-9、電話:053-592-2111)
- 3 内容 中央区長の岡安 章宏から「地区コミュニティ協議会」として認定された団体に対し、認定通知書を交付する。

<認定団体>

1 認定団体	舞阪地区コミュニティ協議会
2 団体代表者	会長 佐々木 雄一(ささき ゆういち)
3 構成団体	<ul style="list-style-type: none"> ・舞阪地区自治会連合会 ・舞阪地区社会福祉協議会 ・舞阪地区民生委員児童委員協議会 ・舞阪地区老人クラブ連合会 ・NPO 法人浜名湖フォーラム ・一般社団法人舞阪町観光協会 ・浜松市立舞阪小学校学校運営協議会 ・浜松市立舞阪中学校学校運営協議会 ・浜名漁業協同組合 ・舞阪町青年団
4 認定年月日	令和8年3月11日(設立年月日:令和8年1月21日)
5 活動地区	舞阪地区

<参考>

地区コミュニティ協議会とは・・・

- ・地区コミュニティ協議会は、地域の各種団体を包含し、地域課題を話し合う組織として、地域の任意で設置するものです。
- ・市の認定を受けると区協議会に委員を選出することができ、地域振興及び地域課題の解決に関する提案、要望、意見を述べるすることができます。

